

1 商標の基本

商標とは、事業者が自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマークであって、文字、図形、記号、立体的形状やこれらの結合、またはそれらと色彩との結合によって構成されるものです。

商標の構成	内 容
文字商標	文字からなる商標
図形商標	写実的なものから図案化したもの、幾何学的模様等の図形から構成される商標
記号商標	暖簾（のれん）記号、仮名記号、アルファベット文字を輪郭で囲んだものなどや文字を図案化し組み合わせた記号からなる商標
立体商標	商標を立体化したもの、容器等を特殊な形状にして商標として使用するもの、人物や動物等を立体化し商標として使用するもの
結合商標	文字、図形、記号、色の2つ以上を組み合わせた商標

商標制度は、事業者が商品やサービスに付ける商標を保護することにより、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図ることを通じて、産業の発達に寄与するとともに需要者の利益を保護することを目的としています。

商標権の効力は、権利を取得した国の領域内に限られ、その領域を超えて外国にまで及ぶものではありません。したがって、外国での商標権取得を考える場合、権利を取得したい国の特許庁にそれぞれの法律に従って出願する必要があります。

韓国、台湾、中国では、日本と同様、同一又は類似の商標の出願があった場合、その商標を先に使用していたか否かにかかわらず、先に出願した者に登録を認める先願主義という考え方を採用しています。

	日本	韓国	台湾	中国
認定	先願主義	先願主義	先願主義	先願主義
存続期間	10年	10年	10年	10年
取扱機関	特許庁(JPO)	特許庁(KIPO)	經濟部知的財産局	中華人民共和國 国家工商行政管理 総局商標局
商標の範囲	①文字 ②図形 ③記号 ④立体的形状 ⑤ ①～④の結合 ⑥ ①～⑤と色彩 との結合	①文字 ②図形 ③記号 ④立体的形状 ⑤ ①～④の結合 ⑥ ①～⑤と色彩 との結合 ⑦動作 ⑧ホログラム	①文字 ②図形 ③記号 ④立体的形状 ⑤ ①～④の結合 ⑥ ①～⑤と色彩 との結合 ⑦音	①文字 ②図形 ③立体的形状 ④ ①～③の結合 ⑤ ①～④と色彩 との結合

	日本	韓国	台湾	中国
商標の種類	商品商標 団体商標 役務商標 地域団体商標 防護標章	商品商標 役務商標 団体標章 地理的表示団体標章 業務標章	商品商標 役務商標 証明標章 団体標章 団体商標	商品商標 役務商標 証明商標 団体商標 地理的標識商標
主な登録要件	自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標	特別顕著性を有する商標	商標の持つ本質的機能として、その商標により消費者が何人の業務に係る商品・サービスであるかを認識できる機能(商標としての識別力)を有すること	(1) 顕著性を有すること (2) 先行する他人の権利と抵触しないこと
登録できない主な商標(不登録事由など)	①その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 ②その商品又は役務について慣用されている商標 ③その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 ④ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 ⑤極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 ⑥①～⑤に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標	①商品の普通名称だけで表示された商標 ②慣用標章 ③商品の産地、品質、原料、効能、用途、数量、形状、価格、生産方法、加工方法、使用方法、時期などを普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標 ④顕著な地理的名称、その略語又は地図だけでできた商標 ⑤簡単でありふれた標章のみからなる商標 ⑥ありふれた姓又は名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標 ⑦その他の需要者が誰の業務に関連した商品を表示するものかを識別できない商標 ⑧大韓民国の国旗、国章、大韓民国又は公共機関の監督用(証明用)認証又は記号などと同一類似のもの ⑨工業所有権の保護のためのパリ条約同盟国、世界貿易機構会員国、商標法条約締結国の国旗	①識別力のない商標(説明性標識、通用標章又は名称、その他の先天的識別力を具えない標識) ②商品又は役務の機能を発揮するためにも必要であるもの ③台湾の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の徽章、印章、勳章又は外国の国旗又は世界貿易機関の加盟国がパリ条約第6条の3第3号によって通知した外国の紋章、国璽又は国の徽章と同一又は類似のもの ④国父(孫文)又は国家元首の肖像又は氏名と同一のもの ⑤台湾の政府機関又はその為催する博覧会の標章、又はこれらが授与する表彰状等と同一又は類似のもの ⑥国際的な政府組織又は台湾内外の著名で、且つ公益的性質を具えた組織の徽章、旗、その他の記章、略語、名称と同一又は類似のもので、公衆が誤認、誤信するおそれがあるもの ⑦国内外で品質管理	①中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、又は勳章と同一若しくは類似のもの、及び中央国家机关所在地の特定地名又は代表的な建築物の名称及び設計と同一のもの ②外国の国名、国旗、国章、又は軍旗と同一若しくは類似のもの ③政府間で組織する国際組織の名称、旗、又は徽章と同一若しくは類似のもの ④監督用又は保証用の政府標識又は検査印と同一若しくは類似のもの ⑤「赤十字」、「赤新月」の名称、又は標識と同一若しくは類似のもの ⑥民族差別扱いの性格を帯びたもの ⑦商品の宣伝において、誇大性及び欺瞞性を帯びたもの

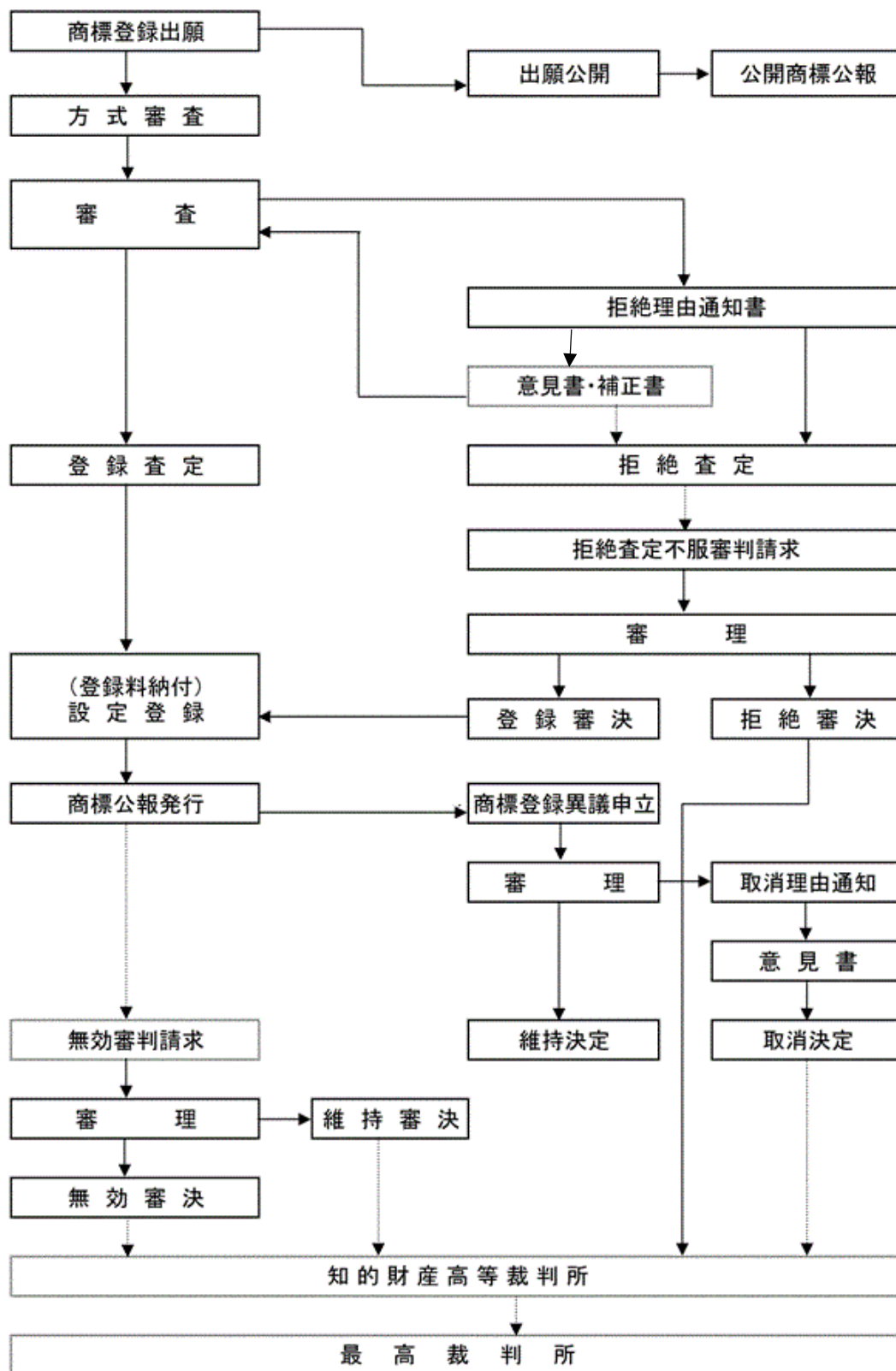
	日本	韓国	台湾	中国
	⑦ 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標 ⑧ パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章(パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。)であつて、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標 ⑨ 国際連合その他の国際機関を表示する標章で経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標 ⑩ 赤十字標章や国民保護特殊標章と同一又は類似の商標 ⑪ 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標で、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの ⑫ 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体で営利を目的としないもの又は公益に関する事業で営利を目的としないものを表示する標章で著名なものと同一又は類似の商標 ⑬ 公の秩序又は善良の風俗を害するお	と同一又は類似のもの ⑩ 国際赤十字社、国際オリンピック委員会、又は著名な国際機関の名称、略称、表彰と同一又は類似のもの ⑪ WIPO から通知を受け特許庁長官が指定した同盟国などの紋章などと、同盟国などが加入した政府間国際機構の名称などと同一又は類似のもの ⑫ 国家、人種、民族、公共団体、宗教又は著名な故人との関係を虚偽表示したり、これらを誹謗又は侮辱したり悪評を受けさせるおそれのあるもの ⑬ 国家、公共団体、公益法人の営利を目的としない業務、公益事業を表示する表彰として著名なものと同一又は類似のもの ⑭ 著名な業務標章と同一、類似のもの ⑮ 商標それ自体又は商標が商品に使用される場合、需要者に与える意味と内容が一般人の通常の善良な風俗に反したり商品の流通秩序とその他の公共秩序を害するおそれのあるもの ⑯ 政府や外国政府が開催したり承認下で開催された博覧会の賞牌、賞状又は包装と同一類似のもの ⑰ 著名な他人の氏名、名称など、又はこれらの略称を含むもの ⑱ 著名商標と混同を起すおそれのあるもの ⑲ 商品の品質誤認又は需要者を欺瞞す	又は査証を表すのに用いる国の標識、マークと同一又は類似のもので、且つ同一又は類似の商品又は役務に使用するもの ⑧ 公序良俗を害するもの ⑨ 公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地について誤認、誤信させるおそれがあるもの ⑩ 台湾又は外国のワイン又はリカーの産地表示と同一又は類似のもので、且つワイン又はリカーと同一又は類似の商品に使用しており、且つ該外国は台湾と協定を締結する、又は同じ国際条約に加盟する、又はワイン又はリカーの産地表示の保護を相互に承認するもの ⑪ 同一又は類似の商品又は役務について、他人の登録商標又は他人が先に出願した商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの(当該登録商標又は先に出願した商標の所有者が後の登録出願に同意し、且つ、明らかに不当な事情がないものを除く) ⑫ 他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの、又は著名な商標又は標章の識別力又は信用を損なうおそれがあるもの。(当該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願した場合を除く)	⑧ 社会主義道徳風習を害し、又はその他の有害な影響を及ぼすもの ⑨ 県又はそれ以上のクラスの行政区画の地名及び一般に知られた外国地名当該商品の普通に用いられる名称、意匠、ひな形のみからなるもの ⑩ 商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表示したもの

	日本	韓国	台湾	中国
	それがある商標 ⑭ 他人の肖像、他人の氏名、名称、著名な雅号、芸名、筆名、これらの著名な略称を含む商標(その他の人の承諾を得ているものを除く。) ⑮ 政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会で特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標(その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。) ⑯ 他人の業務に係る商品や役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標、これに類似する商標で、その商品や役務、これらに類似する商品や役務について使用をするもの ⑰ 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標、これに類似する商標で、その商標登録に係る指定商品や指定役務、これらに類似する商品や役務について使用をするもの ⑱ 他人の登録防護標章と同一の商標で、その防護標章登録に係る指定商品、指定役務について使用をするもの ⑲ 種苗法で品種登録を受けた品種の名称と同一または類似の商標で、その品種の種苗又はこれに	るおそれのあるもの ⑳ 周知商標と同一類似のもの ㉑ 国内又は国外の需要者間に特定人の商品を表示するものと認識されている商標、又は特定地域の商品を表示するものと認識されている地理的表示と同一類似の商標であって、不当な利益を得ようとしたり、特定人に損害を加えようとするなど不正な目的を持って使用するもの ㉒ 商標登録を受けようとする商品又は商品の包装の機能を確保するのに不可欠な立体的形状のみでできていたり色彩又は色彩の組合せのみからなるもの ㉓ 世界貿易機構加入国内の葡萄酒及び蒸溜水の産地に関する地理的表示で構成されていたり同表示を含む商標であって、葡萄酒、蒸溜水又はこれと類似の商品に使用しようとするもの(地理的表示の正当な使用者がその該当商品を指定商品にし、地理的表示団体標章登録出願をした場合を除く) ㉔ 種子産業法により登録された品種名称と同一又は類似の商標であってその品種名称と同一又は類似の商品について使用するもの ㉕ 農産物品質管理法又は水産物品質管理法によって登録された他人の地理的表示と同一又は類似すると認識されている商品に使用するもの ㉖ 大韓民国が外国と	⑬ 同一又は類似の商品又は役務について、他人が先に使用している商標と同一又は類似のものであって、出願人が当該他人との間に契約、地縁、業務上の取引又はその他の関係を有することにより、当該他人の商標の存在を知っており、それを真似る意図で登録を出願した場合。(当該他人の同意を得て登録出願した場合を除く) ⑭ 他人の肖像又は著名な氏名、芸名、ペンネーム、屋号を有するもの。(当該他人の同意を得て登録出願したものを除く) ⑮ 著名な法人、商号又はその他の団体の名称を有し、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれのあるもの。(その同意を得て登録出願した場合を除く)	

	日本	韓国	台湾	中国
	類似する商品若しくは役務について使用をするもの ㉔ 他人の業務に係る商品や役務と混同を生ずるおそれがある商標 ㉕ 商品の品質や役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標 ㉖ 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章等 ㉗ 商品又は商品の包装の形状で、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標 ㉘ 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標で、不正の目的をもって使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）	二国間又は多国間で締結し発効された自由貿易協定により保護する他人の地理的表示と同一又は類似のもの（又はその地理的表示で構成されるか、その地理的表示を含むもの）として、当該地理的表示を使用する商品と同一もしくは同一と認識されている商品に使用するもの ㉙ 先出願による他人の登録商標と同一又は類似のもの ㉚ 商標権が消滅した日から1年が経過していない他人の登録商標と同一又は類似のもの		
異議申立	公報の発行の日の翌日から起算して2月	公告日より2月	登録公告日より3月	公告日より3月

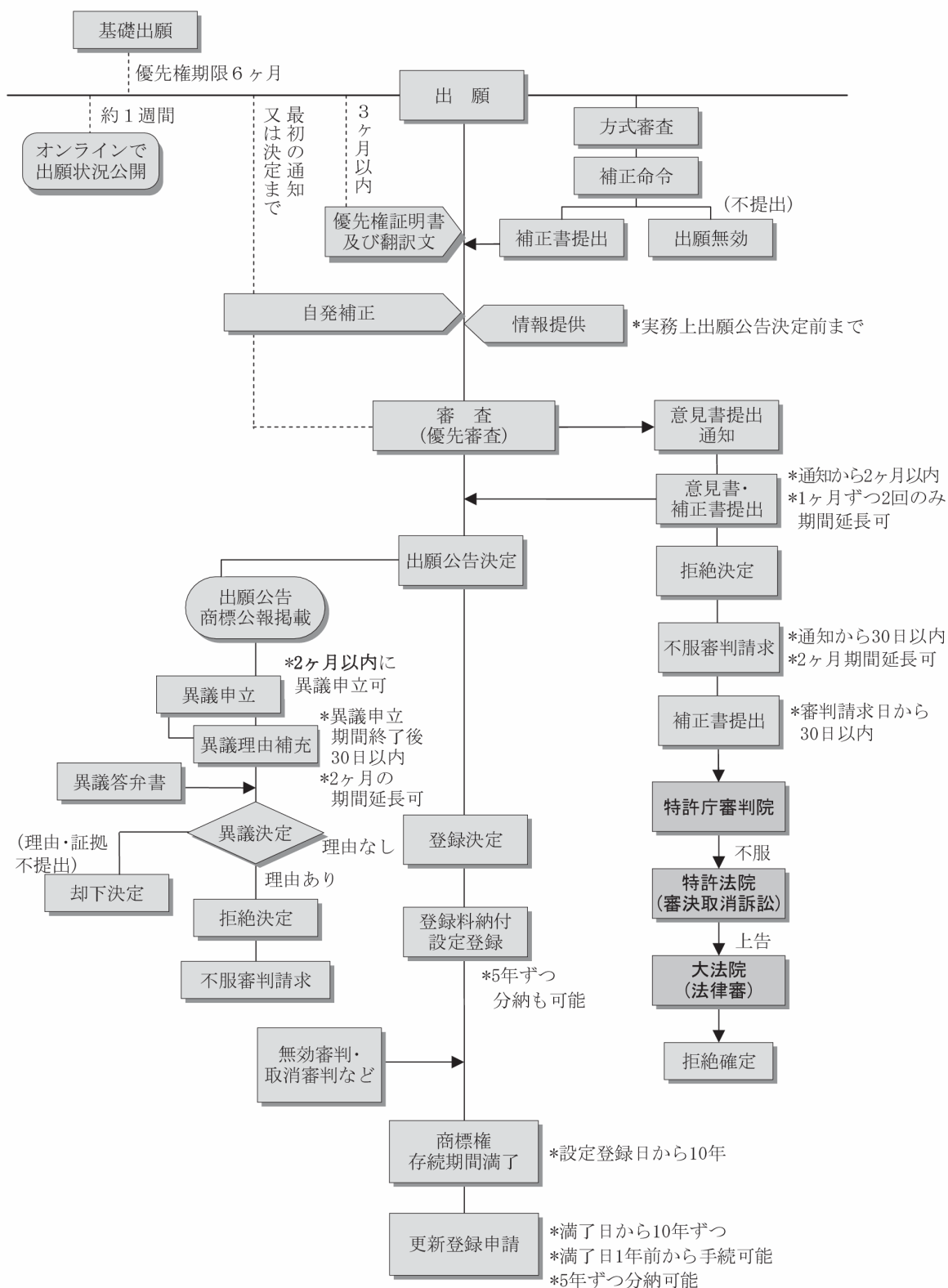
なお、日本、韓国、台湾、中国での商標権を取るための手続は、次のとおりです。

(1) 日本の場合

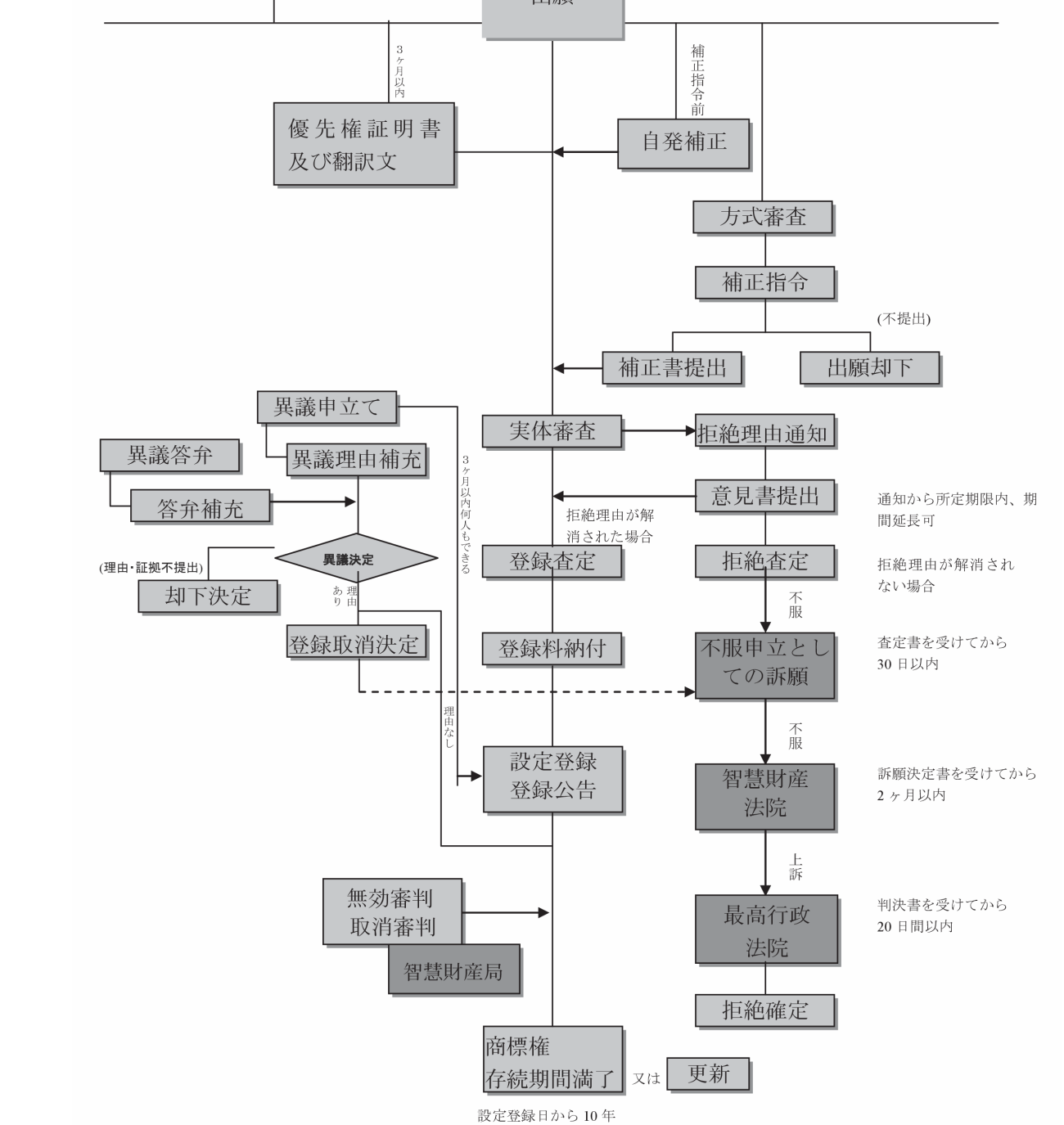


出典 特許庁ホームページ「商標権を取るための手続」

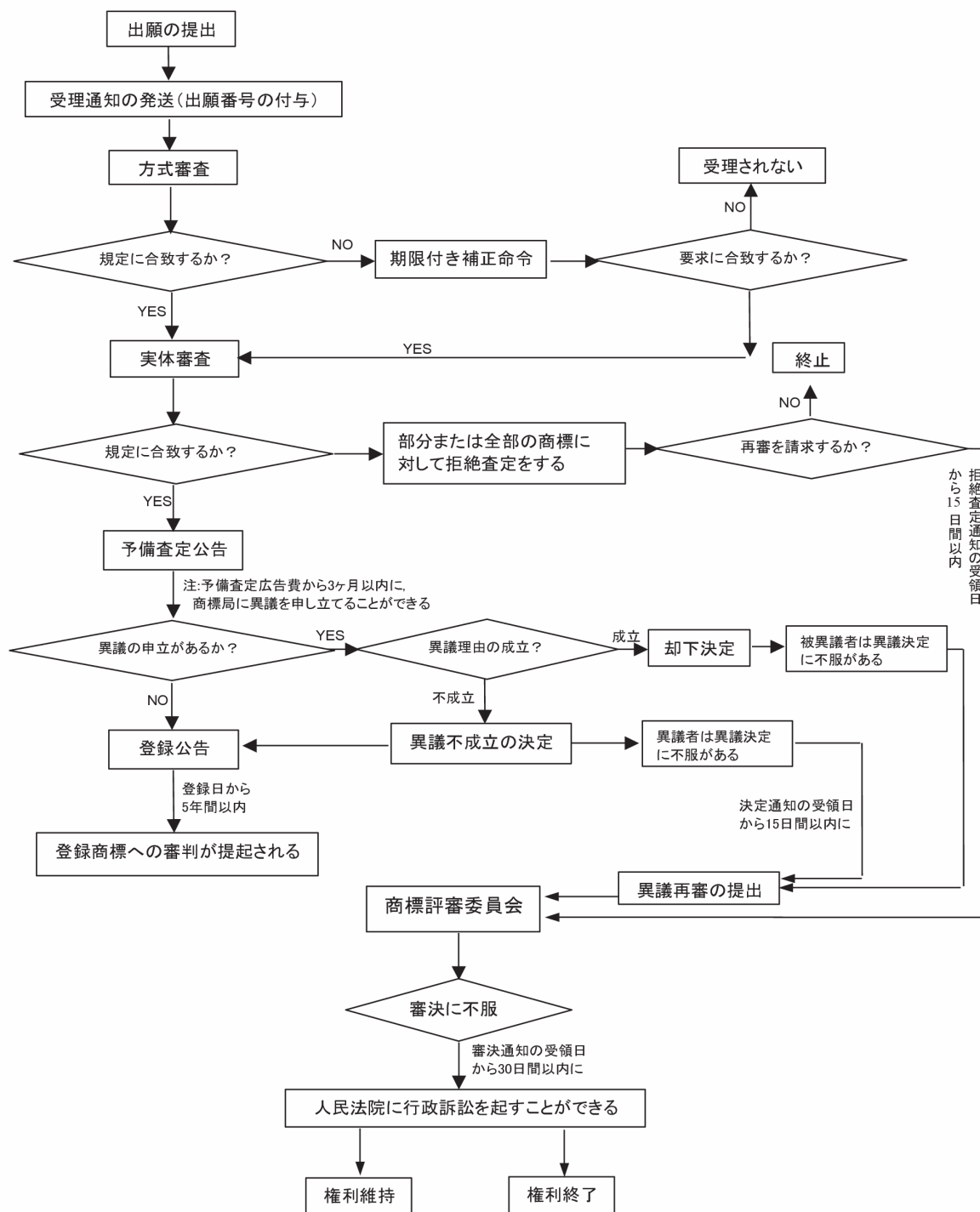
(2) 韓国の場合



出典 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)「模倣対策マニュアル 韓国編 2012年3月」



(4) 中国の場合



出典 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)「模倣対策マニュアル 中国編 2012年3月」